記者発表資料

平成 22 年 9 月 14 日
青森河川国道事務所

河川区域内の樹木を
伐採してくださる方を募集します！

～伐採後の樹木は無償で提供いたします～

青森河川国道事務所では、管理する河川の樹木を伐採してくださる方を募集するとともに、伐採によって発生した樹木を無償で提供いたします。

河川区域内の指定した場所の樹木を伐採し、その伐採木を持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図るものです。

河川内の樹木は、豊かで多様な生態系を維持し、潤いのある河川空間を創出する貴重な自然である一方、成長しすぎたものは洪水時には支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり流れを妨げることで、ますます水位を上昇させるなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障になることから、伐採を行っています。

詳細については、下記までお問い合わせください。

【募集概要】

①目　　的

河川区域内の指定した場所の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、 伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図るものです。

②募集内容

・応募箇所は、１区画／人とし、区画の指定はできません。
・応募多数の場合は抽選により決定します。（公共機関または公益的事業を実施する団体等を優先します。）

③応募資格

・ 募集地区周辺に在住・勤務地のある個人、法人、地方自治体とし、伐採木を自家消費される方に限定します。形状、加工を問わず、第三者への有償もしくは販売促進等の目的で無償配布することは禁じます。

④伐採条件

・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰ることができます。
・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
・運搬方法は、軽トラック程度とします。
・伐採作業は、概ね４週間程度とします。
・作業時間は、８時から１６時を基本とします。

⑤応募受付期間

平成２２年９月１５日（水）～平成２２年９月３０日（木）必着（土日祝日を除く）

⑥申し込み用紙の入手方法

事務所、出張所を訪れていただくか、ホームページから印刷して下さい。

詳細は、青森河川国道ホームページ http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/

※発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所
住 所：青森市中央三丁目２０－３８
電 話：０１７－７３４－４５２１（代表）
副所長（河川） 荒木（あらき） 勝彦（かつひこ）（内線２０４）
河川管理課長 齊藤（さいとう） 義己（よしみ）（内線３３１）

～ 伐採対象地区担当出張所 ～
藤崎出張所（ＴＥＬ０１７２－７５－３３１４）